

藤枝市耐震改修促進計画(案)

(令和8～12年度)

令和8年3月



藤枝市耐震改修促進計画

目 次

第1章 総 則

- 1 背景 P1
 - (1) 背 景 P1
- 2 基本的事項 P2
 - (1) 対象区域 P2
 - (2) 計画の位置付け P2
 - (3) 計画期間 P2
 - (4) 対象建築物 P3
- 3 想定される地震 P4
 - (1) 想定される地震の規模等 P4

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 現状と課題 P5
 - (1) 住 宅 P5
 - (2) 建築物 P7
- 2 目標 P8
 - (1) 基本方針 P8
 - (2) 計画目標 P8
 - (3) 計画の進行管理 P9

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 建築物の耐震化・減災化対策 P10
 - (1) プロジェクト「TOUKAI-0+」による耐震対策の促進 . . . P10
 - (2) 平成12年5月以前の新耐震基準の木造建築物の調査研究 P10
 - (3) 空き家の除却や改修の促進 P10
 - (4) リフォームに併せた耐震改修の誘導 P10
 - (5) 特定建築物の耐震化促進 P11
 - (6) 継続使用が可能な耐震性能 P11
 - (7) 瓦屋根の脱落被害の軽減 P11
 - (8) 代理受領制度の創設 P11
 - (9) リバースモーゲージ制度(高齢者向け住宅ローン)の周知啓発 P11
 - (10) 耐震改修税制等の周知啓発 P11
 - (11) 住宅ローンの優遇制度の周知啓発 P12
 - (12) 緊急輸送ルート等の沿道建築物の耐震化促進 P12
 - (13) 近年の大地震による新たな被害対策 P13

2	建築物の耐震化等対策以外の対策	P14
(1)	家具等の転倒防止対策	P14
(2)	ブロック塀等の安全対策	P14
(3)	屋外広告物等の落下防止対策	P14
(4)	特定天井の落下防止対策	P14
(5)	エレベーター・エスカレーター・建築設備の安全対策	P14
(6)	孤立予想集落対策	P15
3	ローカルSDGsとの関連	P16

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1	啓発及び知識の普及	P17
(1)	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	P17
(2)	啓発	P17
(3)	相談体制の整備及び情報提供	P18
(4)	幅広い知識の普及	P18

第5章 所管行政庁等との連携

1	所管行政庁等との連携促進	P19
(1)	市・県との連携	P19
(2)	関係団体との連携	P19
(3)	所管行政庁との連携	P20

別表1、別表2	P21
---------	-----

第1章 総 則

1 背景

(1) 背 景

平成7年1月の阪神・淡路大震災において、主に建築物の倒壊により6,434人の尊い命が奪われたことから、この教訓を踏まえて、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成28年4月の熊本地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。

また、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、ブロック塀等にも被害が発生し、さらに、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。

このため、建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）や、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。

このような中、藤枝市（以下「市」という。）においては、平成13年度からプロジェクト「^{トウカイ}TOUKAI-^{ゼロ}0」により、木造住宅の耐震化に対する重点的な支援を開始した。

平成19年3月には「藤枝市耐震改修促進計画」を策定し、また、5年に1回の改訂を行い、耐震化に係る各種施策の実施に取り組んできたところである。

これにより、平成15年に72.4%だった住宅の耐震化率は、令和5年には95.1%と推計され22.7ポイント上昇した。多数の者が利用する特定建築物の耐震化率も、平成17年の83.4%から令和6年には98.1%となり、着実に耐震化が進んでいる。

今般、東日本大震災を上回る被害が想定されている南海トラフ地震に対する耐震化の現状や課題等を踏まえ、地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの市民の命を守り、助かった命をつなぐことができるようにするため、令和8年度から令和12年度の5ヵ年を計画期間とした「藤枝市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を新たに策定する。

2 基本的事項

(1) 対象区域

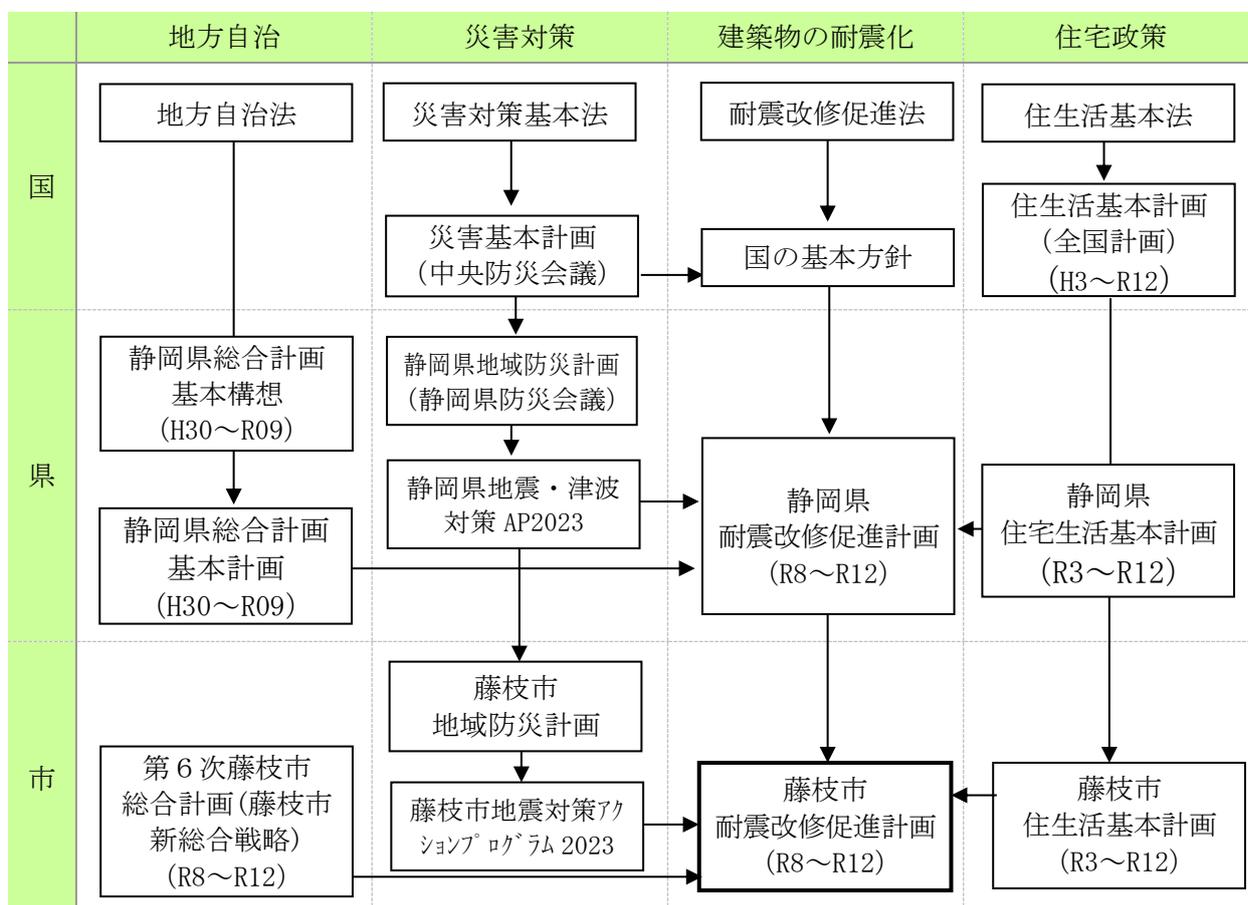
市内全域とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定により、国の基本方針及び静岡県耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の向上に関する啓発や措置等の事項を定め、市内の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置付ける。

また、策定においては、「藤枝市地域防災計画」、「藤枝市住生活基本計画」等の関連する各種計画との整合を図るものとする。

図1-1 計画の位置付け



(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度(5年間)とする。なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

(4) 対象建築物

現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物とする。

表 1-1 本計画における対象建築物の区分と年代

区 分/年 代		昭和 56 年 5 月 31 日	平成 12 年 5 月 31 日
構造 種別	木造	対象 (旧耐震基準)	対象 (新耐震基準)
	非木造	対象 (旧耐震基準)	対象外 (現行耐震基準)
経年 劣化等	経年劣化が 進んだ建築物	対象	
	地震により被害を 受けた建築物	対象	

注) 新築時は耐震性能が確保されていても、その後の適切なメンテナンスが行われていない場合、時間の経過とともに、ひび割れや変形、老朽化などに見舞われ、経年劣化による耐震性能の低下が懸念される。そのため、繰り返し地震により被害を受けた建築物と経年劣化が進んだ建築物を、本計画から対象建築物に加える。

3 想定される地震

(1) 想定される地震の規模等

平成 25 年に策定された「静岡県第 4 次地震被害想定」では、想定されるレベル 1 とレベル 2 の二つのレベルの地震・津波による被害想定が取りまとめられている(令和 8 年度に第 5 次地震被害想定が発表予定)。

市では、第 4 次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、想定犠牲者の減少と被災者の健康被害等を最小限に抑えることを目指し、令和 6 年度に「地震対策アクションプログラム 2023 (AP2023)」を策定した。このアクションプログラムに基づき、建物被害、火災、山・がけ崩れ等への広範な地震対策に全庁を挙げて取り組んでいる。

表 1-2 想定される地震の規模

区 分	内 容	
レベル 1 の地震・津波	市がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く（駿河トラフ・南海トラフ沿いではおおむね 100～150 年に 1 回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード 8.0～8.7 程度)	大正型関東地震 (マグニチュード 8.0 程度)
レベル 2 の地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード 9.0 程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード 8.2 程度)

表 1-3 第 4 次地震被害想定【平成 25 年時点】

想定地震	建物被害	人的被害
①レベル 1 の地震・津波 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	全壊・焼失棟数：約 19,000 棟 (うち地震動・液状化：約 15,040 棟) *冬・夕方、地震予知なしの場合	死者数：約 400 人 *冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合
②レベル 2 の地震・津波 南海トラフ巨大地震	全壊・焼失棟数：約 19,000 棟 (うち地震動・液状化：約 15,040 棟) *基本ケース、冬・夕、地震予知なしの場合	死者数：約 400 人 *基本ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

< 参考 > AP2013 令和 4 年度末時点の減災効果

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 現状と課題

(1) 住宅

「令和5年住宅・土地統計調査（総務省が5年に1回実施する調査。以下「統計調査」という。）によると市の住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅53,550戸のうち、耐震性がある住宅は50,922戸で、耐震化率は95.1%となり、平成30年統計調査時の耐震化率90.7%から4.4ポイント向上した。

全国及び県平均と比べても耐震化が着実に進んでおり、改訂前の目標であった耐震化率95%については達成できた。

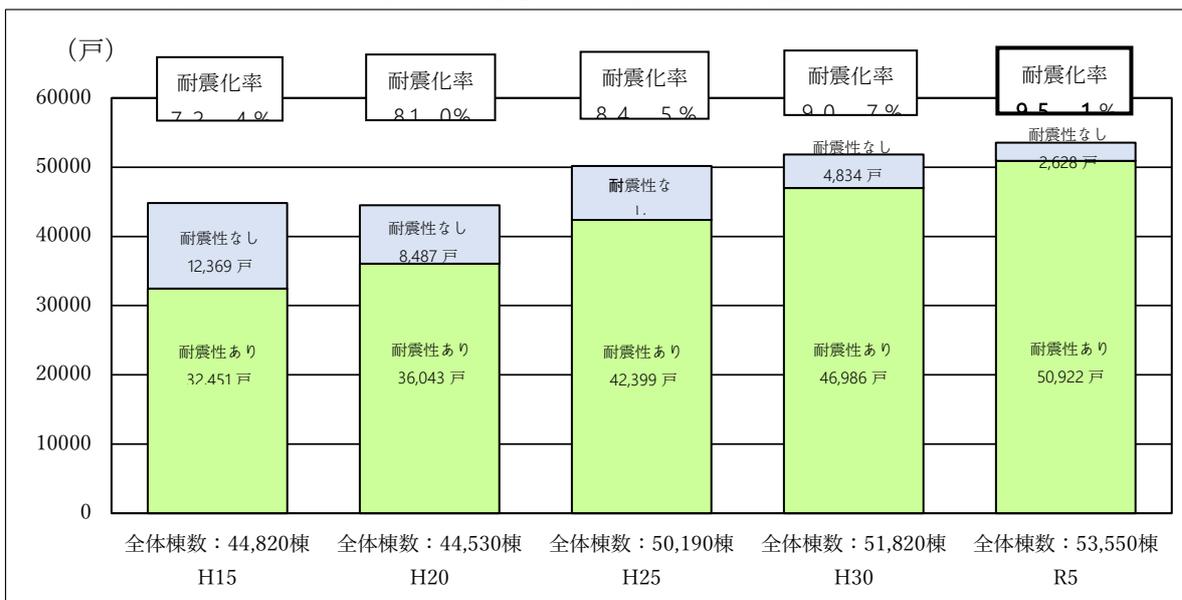
しかし、令和5年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）の結果によると、昭和55年以前の木造住宅の所有者等の約8割の世帯は、65歳以上の高齢者が家計を主に支えており、耐震改修の実施に当たり資金面や工事期間における日常生活への影響など、高齢者にとって負担が大きいことが判明している。

表2-1 住宅の耐震化率（令和5年統計調査より推計）（単位：戸）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和5年) ⑤/④
		うち 耐震性有③※1			
木造	27,692	7,958	35,650	33,274	93.3%
		5,582			
非木造	16,662	1,238	17,900	17,648	98.6%
		986			
合計	44,354	9,196	53,550	50,922	95.1%
		6,568			

※1 耐震診断結果からの推計により耐震性有とみなす住戸数を含むため精緻な数ではない。

表 2-2 住宅の戸数と耐震化率の推移（統計調査より推計※2）



※2 国の耐震化率の算定方法に準じて推計（H20は旧藤枝市のみの棟数）

(2) 建築物

ア 多数の者が利用する特定建築物

「令和6年度の特定建築物の耐震化に係る実態調査（静岡県建築安全推進課調査）」の結果によると、市の法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物^{※3}（以下「特定建築物」という。）の耐震化率（令和6年度末）は98.1%となっている。

費用負担等の課題により、物品販売を営む店舗、工場及び賃貸住宅など不特定多数の者が利用する建築物において耐震化がされていない民間建築物がある。

※3 法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物
ホテル、病院又は物品販売を営む店舗で階数3及び床面積1,000㎡以上の建築物など

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和7年3月末現在）

区 分	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前 の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和6年度末) ⑤/④
		うち 耐震性有③			
多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)	322	95	417	409	98.1%
		87			

イ 耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物^{※4}）

a 地方公共団体が指定する防災拠点建築物

静岡県（以下「県」という。）及び市の災害対策本部の運営において重要となる公共建築物は既に耐震診断が実施され耐震化も進んでおり、耐震性の公表を行っているため、県では法に基づく指定を行っていない。

b 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

【建築物】

平成31年の法改正により、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられた要安全確認計画記載建築物のうち、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（以下、「沿道建築物」という。）については、地震時に通行を確保すべき道路として緊急輸送ルート等を指定しており、市では、耐震診断義務付け対象建築物は1棟該当する建築物があり、令和4年度に耐震改修を実施した。

【組積造の塀】

令和元年度の調査では、耐震診断の実施及び結果の報告の義務付け対象となる組積造の塀の存在は確認されていない。

※4 要安全確認計画記載建築物

地震で倒壊した場合に主要な避難路を閉塞する可能性のある建築物や災害拠点として利用される公共施設で、「建築物の耐震改修促進に関する法律」に基づき県や市の「耐震改修促進計画」に記載され、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられている建築物

2 目 標

(1) 基本方針

地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの市民の命を守り、

助

かった命をつなぐ

避難生活の基本である在宅避難を可能とするためにも、耐震改修の必要性を周知・啓発するとともに、地震による倒壊から「命を守る」ための耐震性能を確保するという目的に加え、「助かった命をつなぐ」ため、地震後に住み慣れた自宅での生活を継続するということを目的とした、従来より高い耐震性能を確保する耐震改修も促進する。

また、費用その他の理由により耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、最低限命を守るということに主眼を置き、耐震性のある住宅への住み替えや、耐震シェルター・防災ベッド等の「減災化^{※5}」も提案していく。

※5 命を守るためには、まず耐震化が第一であり、減災化は一時的に命は守れるが、住宅が大きく損傷し、その後の生活が困難になるとともに住宅再建は容易ではないため、やむを得ない場合の選択肢である。

減災化はそのメニューごとに特徴が異なるため、その選択においては留意する必要がある。

(2) 計画目標

耐震性が不十分な住宅、特定建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標は以下のとおりとする。

ア 住 宅

国の基本方針及び静岡県耐震改修促進計画に即し、住宅については、令和12年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消^{※6}とする。

市独自の目標値

令和7年度 (見込現状値)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
96.3%	96.8%	97.1%	97.4%	97.7%	98.0%

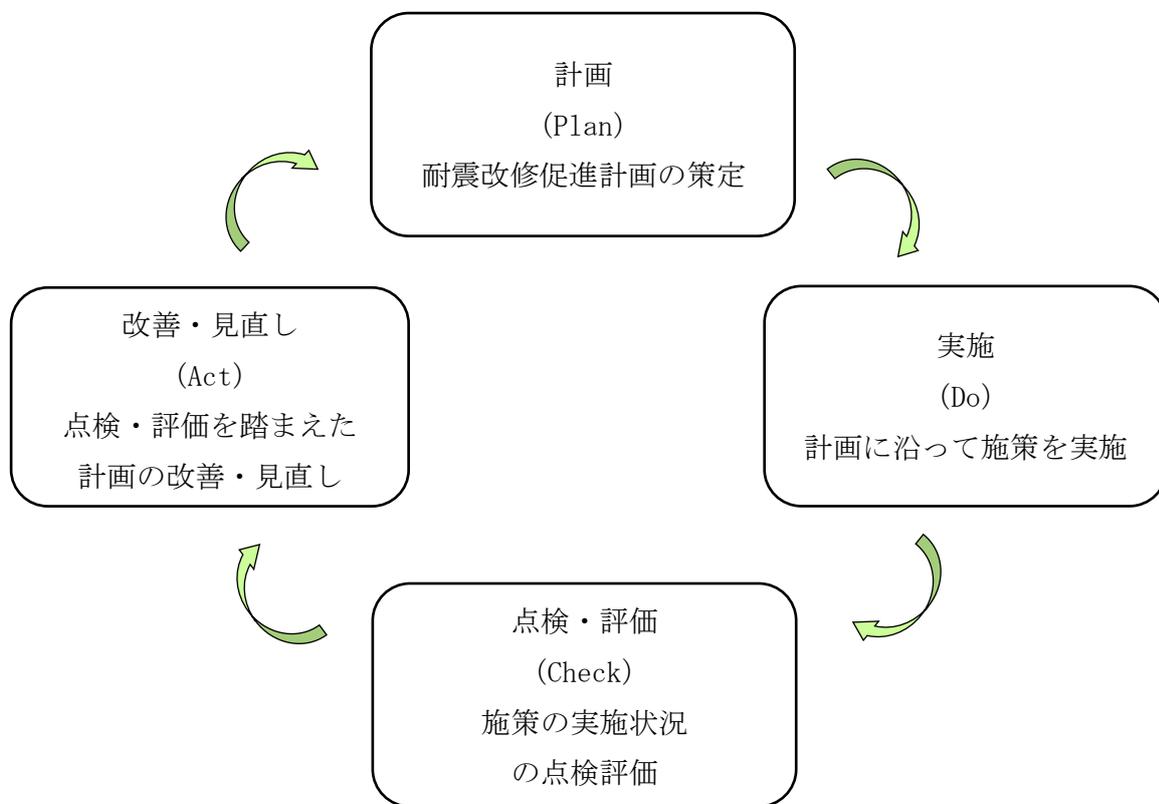
イ 建築物（多数の者が利用する特定建築物）

特定建築物については、令和12年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消^{※6}とする。

※6 おおむね解消：100%に近い状態を目指すこと

(3) 計画の進行管理

各種施策の進行状況や目標達成を点検・評価するために、計画、実施、点検・評価、改善・見直しのPDCAサイクルの考え方にに基づき計画の進行管理を行う。各施策の目標は進行状況の点検評価を実施し、概ね5年毎に見直しを行う。また、本計画については、今後の社会情勢の変化などを踏まえて必要に応じて見直しをしていく。



PDCA サイクルに基づく進行管理のイメージ

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 建築物の耐震化・減災化対策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の優遇措置や支援制度を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図る。

(1) プロジェクト「TOUKAI-0⁺」による耐震対策の促進

昭和56年5月以前の建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、市はプロジェクト「TOUKAI-0⁺」により耐震診断及び耐震改修に対して支援を行う。

従来の耐震化に加え、耐震改修や建替えに取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、減災化として、耐震シェルターや防災ベッドの設置に対して支援を行う。

また、建築物の部分耐震補強などに対する支援を調査研究していく。

(2) 平成12年5月以前の新耐震基準の木造建築物の調査研究

昭和56年6月以降から平成12年5月以前の新耐震基準の木造建築物については、平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震で一定の被害が生じているが、国は被害の要因分析は引き続き検討すべき課題としている。

また、国が公開している「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」は、所有者等により、接合部等の仕様や劣化状況等を確認することで耐震性能を検証することが可能であり、リフォーム等の機会をとらえ、実施することが推奨されている。

国及び県の動向や令和8年度策定予定の静岡県第5次地震被害想定に注視しつつ、支援の在り方について調査研究していく。

(3) 空き家の除却や改修の促進

空き家が倒壊することにより、道路閉塞や隣地への影響、延焼の拡大等が懸念されるため、除却に対する支援を行う。

また、空き家については単なる除却ではなく、耐震化を含む改修工事を実施した利活用も検討されるため、既存ストックの有効活用について周知啓発を図る。

(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導

リフォーム工事に併せて耐震改修工事を行うことは、所有者等にとって費用及び手間を軽減できるため有効な方法である。所有者等やリフォーム事業者等への周知啓発を図る。

(5) 特定建築物^{※3}の耐震化促進

特定建築物について早期の耐震化を促進するため、耐震診断等に対して支援を行う。また、特定建築物（物品販売を営む店舗、工場及び賃貸住宅等）については、県の利子補給等の支援制度の周知啓発を図る。

(6) 継続使用が可能な耐震性能

建築基準法は建築物の最低基準を定めており、過去、数次にわたり構造規定の強化を図ってきたが、基本的に最低限の基準である。耐震化も同様で、一回の大地震に対しては倒壊しないが損傷はするものであり、継続使用を保証するものではない。

住宅での在宅避難や事業所での早期の事業再開等、地震後も建築物を継続使用するためには、余裕のある耐震性能が必要であるため、県は静岡県地震対策推進条例の改正や静岡県建築構造設計指針の見直しを検討しており、県と連携して周知啓発を図る。

(7) 瓦屋根の脱落被害の軽減

地震や強風による瓦屋根の脱落被害を軽減するため、瓦屋根の診断や基準に適合しない瓦屋根の耐風改修に対して支援を行う。安全を確保する必要がある区域として藤枝市全域を指定する。

(8) 代理受領制度の創設

代理受領制度は、申請者（建物所有者等）との契約により工事施工者等が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度である。この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分の資金を確保することで工事实施が可能となる。このため、当初の費用負担が軽減される本制度を創設する。

(9) リバースモーゲージ制度^{※7}（高齢者向け住宅ローン）の周知啓発

高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース 60」などリバースモーゲージ型の耐震改修融資について周知啓発を図る。

※7 リバースモーゲージ制度

自宅を担保に資金を借入し、自らの持ち家に継続して住み続け、借入人が死亡した時に担保となっていた不動産を処分し、借入金を返済する仕組み。

(10) 耐震改修税制等の周知啓発

耐震改修を促進するため、改修後の所得税や固定資産税等の税制優遇措置について周知啓発を図る。

(11) 住宅ローンの優遇制度の周知啓発

県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に県と協定を締結している。協定に基づき各金融機関では、住宅ローンについて金利の優遇や手数料の割引などの優遇制度を設けているため、これら周知啓発を図る。

(12) 緊急輸送ルート等の沿道建築物の耐震化促進

県の広域受援計画に位置付けられた緊急輸送ルート等や、県や市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路・避難路は、地震後の避難・救助・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。

本計画に県及び市が定めた「耐震診断義務付け対象道路」及び「耐震化努力義務対象道路」を位置付け、県と連携して、これらの道路の沿道建築物（法施行令第 4 条第 1 項一号及び二号に規定される通行障害建築物）の耐震化を促進する。

ア 耐震診断義務付け対象道路

県は、沿道建築物の所有者等に耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路を、表 2-4 のとおり定めている。

表 2-4 耐震診断義務付け対象道路

計 画	法第 5 条第 3 項第 2 号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート（東名・新東名のそれぞれの IC から県・市町災害対策本部（40 拠点）、災害拠点病院（22 拠点）、航空搬送拠点（3 拠点）を結ぶルート（計 65 拠点）【別表 1 参照】
県の浜岡地域原子力災害広域避難計画	PAZ・UPZ 内の避難経路【別表 2 参照】

イ 耐震化努力義務対象道路

県及び市は、建築物の所有者等に耐震化の努力義務を課す道路を、表 2-5 のとおり定めている。

表 2-5 耐震化努力義務対象道路

地域防災計画の位置付け	道路の種類	耐震化の努力義務を課す道路
県の地域防災計画	緊急輸送路	第 1 次～第 3 次の緊急輸送路（（表 2-4）の道路を除く）（法第 5 条第 3 項第 3 号の規定）
市の地域防災計画	緊急輸送路	第 3 次の緊急輸送路（法第 6 条第 3 項第 2 号の規定）

(13) 近年の大地震による新たな被害対策

能登半島地震では、軟弱地盤等の杭基礎工法が一次設計（中小規模の地震に対する検討）しか行われておらず、杭の損傷により継続使用が困難な事例があった。

また、東日本大震災においては、長周期地震動により超高層建築物に長時間の揺れが生じたため、エレベーター等の設備の機能障害や天井や外装材等の落下等の非構造部材に被害が生じた。

このため、杭の二次設計や長周期地震動への対策など安全確保に向け、県と連携して安全確保に向けた周知・啓発を図る。

2 建築物の耐震化等対策以外の対策

建築物の耐震改修の促進に加え、それ以外の対策についても実施し市民の命を守る。

(1) 家具等の転倒防止対策

地震により建物が倒壊しなくても、固定されていない家具等が転倒することで怪我をしたり、避難の妨げにもなることから、耐震化とあわせて家具等の転倒防止や配置の工夫等を戸別訪問等により周知・啓発するほか、ホームページ等により幅広く情報提供していく。

(2) ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、ブロック塀等の所有者等に安全点検の実施を促す。倒壊の危険性のある不適格なブロック塀等については、撤去、改善に対して支援する。

なお、市における重点的に安全確保対策すべき区域（ブロック塀補助に係る「避難路沿道等」）は、次のとおりとする。

- ・住宅や事務所等から藤枝市地域防災計画に掲げる避難所に至る経路
- ・公立小学校長が通学時における児童の安全を確保するために設定する道路

(3) 屋外広告物等の落下防止対策

地震によって屋外広告物や窓ガラス、外装材等が落下すると、通行人等に死傷者がでるおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、屋外広告物・外装材等で落下のおそれがあるものについては、建築基準法に基づく所有者等による定期報告制度などにおいて、県と連携して安全性の確保を図るよう指導する。

(4) 特定天井の落下防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生した。このことから、国土交通省の基準等に基づき、公共建築物の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者等による定期報告制度などにおいて、県と連携して安全性の確保を図るよう指導する。

(5) エレベーター・エスカレーター・建築設備の安全対策

平成 23 年の東日本大震災では、エレベーターの釣合いおもりの落下やエスカレーターの落下といった事案が発生した。また、大阪府北部地震では、多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生した。これらの被害を避けるため、エレベーターの支持部材の耐震化、釣合いおもりの脱落対策やエスカレーター落下防止対策などの防災対策改修について周知・啓発を図る。

また、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法についても周知・啓発を図る。

そのほか、エレベーター及びエスカレーターの所有者等や管理者に対して定期検査等に

合わせ、県・関係団体と連携して改善を促す取組を促進する。

給湯設備などの建築設備については、転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策の周知・啓発を図る。

(6) 孤立予想集落対策

孤立予想集落は、耐震化により建築物が残っても電気、水道等のライフラインや食料等の確保など様々な課題があり、耐震化に限らず様々な対策が必要であるため、総合的な防災対策が取れるよう、庁内での連携を図る。

3. ローカルSDGsとの関連

本計画は、藤枝版ローカルSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標のうち、特に目標11「災害に強く快適な居住空間」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえた上で、取組を推進する。

【藤枝版ローカルSDGsの17の目標のうち本計画に関係するもの】



【藤枝版ローカルSDGs】



第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

所有者等、市、県、自主防災組織、建築技術者、建築関係団体が、それぞれの役割分担のもと、相互に連携を図りながら取り組むことによって、住宅・建築物の耐震改修を促進する。

また、旧耐震基準の住宅・建築物は築40年以上経過しており、耐震改修より建替えが現実的な場合もあることから、建替えもあわせて促進する。

(2) 啓発

ア 所有者等

耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐなど隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。

イ 市・県

(ア) 住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申し込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを送付する。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、県とともに一軒一軒戸別に訪問する「ローラー作戦」を実施する。

今後は、住宅耐震化の周知・啓発を効果的に実施するとともに、「最低限命を守る対策」を総合的に推進していくため、アンケート、ダイレクトメール、戸別訪問等により耐震改修に至っていない理由や世帯の状況等を把握して、各世帯の事情に応じて住み替えや命を守る対策（減災化）も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かに対応していく。

(イ) 特定建築物及び沿道建築物

特定建築物や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の所有者等に対して、耐震化の必要性を周知・啓発するため、県と連携し、毎年度、耐震診断や耐震改修の実施を促すダイレクトメールを送付するとともに、必要に応じて個別訪問を実施し、支援制度等を説明しながら耐震化を促していく。

特に特定建築物については、対象建築物を把握できていることから、耐震化に係る阻害要因や要望等について所有者等と意見交換しながら、耐震化に向けた具体的な方策を所有者等とともに検討していく。

(3) 相談体制の整備及び情報提供

市では、建築相談窓口を建築住宅課に設置しているほか、県においても本庁（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課）、各土木事務所（建築担当課）、地震防災センター、各地域局等に設置している。

建築物の耐震化に係る技術的な相談や耐震化に係る各種補助事業の申請については建築住宅課、家具の固定等については地域防災課、契約や金銭上のトラブルについての相談は消費生活センターにて対応しており、また、木造住宅よろず相談において、市民からの雨漏りや床の経年劣化などの住宅相談にも応じていく。

さらに、市のホームページにおいて、耐震化に対する支援制度について紹介し、設計者や施工者だけでなく、市民にもわかりやすく解説していく。

また、市では、防災委員、地域防災指導員及び自治会役員等への防災研修会や、防災訓練やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

(4) 幅広い知識の普及

市及び県は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請する。

ア ハザードマップ等の活用

自然災害（豪雨、土砂災害等）に関する情報については市のホームページで公開し、県では「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報を、総合防災アプリ「静岡県防災」やホームページ「静岡県GIS」で公開している。

戸別訪問等の機会を通じて、発生のおそれがある地震や各種ハザード等による危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る。

イ パンフレット等の作成とその活用

市広報紙の「広報ふじえだ」により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、県が作成した木造住宅の耐震化の流れを説明するパンフレット『『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！』、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」、耐震改修に踏み出した方の思いを掲載した「きっかけリーフレット」等を配布する。

また、自宅で避難生活を送るためには、通常より高い耐震性を確保することが望ましいことをあわせて周知・啓発していく。

第5章 所管行政庁等との連携

1 所管行政庁等との連携促進

(1) 市・県の連携

所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。

ア 市

所有者等に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた普及啓発や所有者等が耐震化しやすい環境の整備、負担軽減のための施策を主体的に実施する。

また、建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要がある。そのため、市は、地域の住宅・建築物の耐震化助成実績等、現状の把握に努め、定期的に県に報告する。

市が所有する公共建築物については、各建築物の耐震性能と今後の対応についてホームページで公開する。

イ 県

市が実施する取組を積極的に支援するとともに、広域的・総合的な普及啓発や所有者等が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策を実施するものとする。

(2) 関係団体との連携

ア 自主防災組織・地域包括支援センター

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、町内会ごとに201（令和7年4月時点）の自主防災組織があり、市と連携して防災知識の普及、防災訓練の実施などの活動を継続的に行っており、住宅の耐震化が促進されるよう積極的に取り組むものとする。

「自らの地域は皆で守る」という考えの下、地域防災力を高めるため、町内会、自主防災組織等と連携して、地域から所有者等への耐震化の働きかけを進めていく。

また、高齢者世帯が住む住宅の耐震化が遅れていることから、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等と連携して、身近な相談者から高齢者世帯への耐震化の働きかけを進めていく。

イ 建築技術者

耐震診断・改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者等の取組に対して専門家として適切なアドバイスを行うとともに、耐震診断及び耐震改修の業務を適切に行い、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の提供に努めるものとする。

ウ 建築関係団体

所有者等への耐震化の働きかけ、情報提供や相談対応など、組織力を活用した耐震化の需要拡大に努めるほか、建築技術者の技術力向上等に関する支援など、耐震化の促進を技術的な側面からサポートするものとする。

また、住宅、ブロック塀、家具の転倒防止対策及び建築関係の諸問題などに対して、無料で相談を受ける「木造住宅よろず相談」の実施について、建築関係団体と市は令和5年度に協定を締結しているため、引き続き、市民からの相談について連携して対応していく。

(3) 所管行政庁との連携

ア 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

昭和56年5月以前に建築された建築物の所有者等は、法と静岡県地震対策推進条例により耐震診断及び必要な耐震改修を行うよう努めることとされていることから、法第15条第2項に規定する特定建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁である県と連携し、その所有者等に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、県は同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施していく。

法第14条に規定する特定建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者等に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言の実施に努め、また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、同条第2項の規定に基づく指導及び助言の実施に努める。

別表1 緊急輸送ルート一覧

種別	県本部・方面本部、市本部		災害拠点病院
拠点名	藤枝総合庁舎	藤枝市役所	藤枝市立総合病院
東名	【起点】 焼津 IC ↓ (主) 焼津森線 藤枝市仮宿地内 (仮宿交差点) ↓ (一) 島田岡部線 【終点】 藤枝総合庁舎	【起点】 焼津 IC ↓ (主) 焼津森線 藤枝市仮宿地内 (仮宿交差点) ↓ (一) 島田岡部線 藤枝市益津地内 (岡出山交差点) ↓ (主) 藤枝黒俣線 藤枝市岡出山二丁目地内 ↓ 藤枝市道6地区5号線 【終点】 藤枝市役所	【起点】 焼津 IC ↓ (主) 焼津森線 藤枝市仮宿地内 (仮宿交差点) ↓ (一) 島田岡部線 藤枝市水上地内 (水上東交差点) ↓ (一) 堀之内青島線 藤枝市南駿河台一丁目地内 (駿河台交番前交差点) ↓ 藤枝市道青島西線 【終点】 藤枝市立総合病院
新東名	【起点】 藤枝岡部 IC ↓ 連絡路 藤枝市仮宿地内 (広幡 IC 交差点) ↓ (主) 焼津森線 藤枝市仮宿地内 (仮宿交差点) ↓ (一) 島田岡部線 【終点】 藤枝総合庁舎	【起点】 藤枝岡部 IC ↓ 連絡路 藤枝市仮宿地内 (広幡 IC 交差点) ↓ (主) 焼津森線 藤枝市仮宿地内 (仮宿交差点) ↓ (一) 島田岡部線 藤枝市益津地内 (岡出山交差点) ↓ (主) 藤枝黒俣線 藤枝市岡出山二丁目地内 ↓ 藤枝市道6地区5号線 【終点】 藤枝市役所	【起点】 藤枝岡部 IC ↓ 連絡路 藤枝市仮宿地内 (広幡 I.C 交差点) ↓ 国道1号 藤枝市谷稲葉地内 (谷稲葉 IC 交差点) ↓ (一) 堀之内青島線 藤枝市南駿河台一丁目地内 (駿河台交番前交差点) ↓ 藤枝市道青島西線 【終点】 藤枝市立総合病院

凡例

↓○○線	道路名称
藤枝市○○地内	接続部の大字(交差点の名称がある場合は、下段()書きで記載)
(主)○○線	主要地方道(県道)
(一)○○線	一般県道

別表2 避難経路一覧表

道路名称	起点	終点
国道1号線	藤枝市原地内(UPZ区域外との境)	磐田市加茂地域(UPZ区域外との境)